

岩見沢市緑が丘霊園条例及び岩見沢市緑が丘霊園条例の 一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、緑が丘霊園管理料の改定など所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

(1) 岩見沢市緑が丘霊園条例

- ア 使用料及び管理料の10割を還付する場合を設定する(第17条関係)。
- イ 使用許可証の書替え手数料を「100円」から「150円」に改める(第18条第3項関係)。
- ウ 管理料を次のように改める(別表第2関係)。

区分	面積	改正前	改正後
		管理料 (1区画当たり)	管理料 (1区画当たり)
平成24年度以前に造成した区画	4平方メートル	46,200円	55,400円
	6平方メートル	69,300円	83,100円
平成25年度以後に造成した区画	4平方メートル	58,600円	70,300円
	6平方メートル	87,900円	105,400円

- エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 岩見沢市緑が丘霊園条例の一部を改正する条例

改正前の規定に基づく毎年度納付すべき管理手数料を「231円」から「277円」に改める。

第3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、第2(1)ア及びエの改正規定は公布の日。

岩見沢市条例第48号

岩見沢市緑が丘霊園条例及び岩見沢市緑が丘霊園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市緑が丘霊園条例及び岩見沢市緑が丘霊園条例の
一部を改正する条例の一部を改正する条例

(岩見沢市緑が丘霊園条例の一部改正)

第1条 岩見沢市緑が丘霊園条例（昭和38年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び埋葬場所」及び「及び死体」を削る。

第7条中「、埋葬場所、納骨塚及び納骨堂」を「及び納骨塚」に改め、「及び収蔵」を削る。

第13条第1項中「及び埋葬場所」を削り、同条第3項を削る。

第14条第1項第1号中「及び埋葬場所」を削る。

第16条第1項中「及び埋葬場所」を削る。

第17条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を還付することができる。

第17条に次の各号を加える。

(1) 使用権者の責めに帰することができない理由により使用不能となつたとき 10割

(2) 霊葬場所の使用権者が許可を受けた後2年以内にその場所の全部を返還したとき 5割

第18条第1項中「、埋葬場所、納骨塚及び納骨堂」を「及び納骨塚」に

改め、同条第2項中「及び埋葬場所の」を「の使用権者及び」に改め、「承継使用者は」の次に「、使用許可証の記載事項に変更があった場合は」を加え、同条第3項中「100円」を「150円」に改める。

別表第2中「46,200円」を「55,400円」に、「69,300円」を「83,100円」に、「58,600円」を「70,300円」に、「87,900円」を「105,400円」に改める。

(岩見沢市緑が丘霊園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩見沢市緑が丘霊園条例の一部を改正する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「231円」を「277円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中岩見沢市緑が丘霊園条例第3条第2号の改正規定、第7条の改正規定、第13条第1項の改正規定、同条第3項を削る改正規定、第14条第1項第1号の改正規定、第16条第1項の改正規定、第17条の改正規定、同条に2号を加える改正規定並びに第18条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(管理料の改定に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岩見沢市緑が丘霊園条例別表第2の規定は、施行日以後の使用許可に係る管理料について適用し、施行日前の使用許可に係る管理料については、なお従前の例による。